こんにちは! 日本共産党の *好きです! 憲法 9条*

ご相談はお気軽にお寄せください

2010年5月28日 162 〒319-1112 東海村村松2401-2 oon a_tou kai@yahoo.co.jp 電話・ファックス 029-284-0761

地方税法改正に伴う村税条例改正など、 専決処分4件を含む議案が提出されます

専決処分とは

今度の議会のように、首長提出議案の中に は専決処分というのもあります。これは、議 会の議決を経ないで処分(執行)するもので、 議会に対しては報告義務があるだけです。従っ て、仮に、議会に報告し否決されてもその効 力はありません。首長の絶対的な権限ですが、 専決処分するには、それなりの制限を設けた 法律があります(右記参照)。

今回の専決処分は、地方税法の改正などが 国会で決められ4月1日に施行されたため議会 を開く暇(いとま)がないと判断されたこと によるものとのことです。

日本共産党は、専決処分を極 力なくし、緊急でも臨時議会を 開いて審議すべきと考えます。



地方自治法第 179条

- 1.普通地方公共団体の議会が成立しないとき、 第113条但書の場合においてなお会議を開くこ とができないとき、普通地方公共団体の長にお いて議会を召集する暇がないと認めるとき、又 は議会において議決すべき事件を議決しないと きは、当該普通地方公共団体の長は、その議決 すべき事件を処分することができる。
- 2.議会の決定すべき事件に関しては、前項の例 による。
- 3.前2項の規定による処置については、普通地 方公共団体の長は、次の会議おいてこれを議会 に報告し、その承認を求めなければならない。

ふれあい型食事サービス事業で、何をしたらいいの?

私も居住地、押延のふれあい協力員サークルに登録しています。毎月第3金曜日のふれあい型食事 サービス事業は、小学校区ごとに学区内自治会参加者のお弁当をコミセンでまとめてつくり、食事会 は各自治会の集会所で行います(私は、毎回食事会に参加できるわけではありません)。

お弁当はいつも "とてもおいしい"と喜ばれています。しかし、食事会とはいっても、ただ食べて おしゃべりするだけというのでは、なんとなく場がもたず、その他にお楽しみが必要です。これまで に、「読み聞かせ」や「オカリナ」、「ハーモニカ」、「シルバー体操」・・・などなど、みなボラ ンティアで協力をいただいてきましたが、最近では「何をしようか?」と悩むようになってきました。

5月21日に行った押延の食事会では、サークル会長さんが用意してきてくださったクイズを行い ましたが、高齢者の参加者は3名でした(登録者はもっといますが)。協力員は 10名ほどでしたので、お弁当も協力員の分のほうが多いのです。参加者をどう 増やしていくか、食事会をどのように運営するか、1回200円をいただいての 食事会に相応しくなっているのか、協力員の人数が減少または停滞する中で(自 治会にもよるのかも知れませんが)悩みは深刻になっています。

